

運営に関する基準

1 訪問看護計画①

基準

看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた訪問看護計画書を作成しなければならない。

看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

【基準条例 第 74 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項】

訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

【基準省令解釈通知 第 3 の三の 3 の (5) ④】

指定訪問看護の提供に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成については、(中略)具体的な様式及び記載要領については下記のとおりとする(後略)。

【訪問看護計画書及び訪問看護計画書等の取扱いについて(平成 12 年 3 月 30 日老企第 55 号)】

事例

- ✓ 訪問看護計画書を利用者に交付していない。
- ✓ 訪問看護計画書の内容とサービス内容の不一致の事例が認められた。  
(利用者の状況等の変化に応じてサービス内容を変更しているが、訪問看護計画が変更されていない。)
- ✓ 訪問看護計画書等の様式が改正されていない。

指導・ポイント

- 訪問看護計画書を作成した際には、利用者に交付すること。
- 利用者の心身の状況等を踏まえ、適時、適正に訪問看護計画の見直しを行うこと。
- 訪問看護計画書等の様式については、厚生労働省通知「訪問看護計画書及び訪問看護計画書等の取扱いについて」(平成 30 年 3 月 22 日付改正)において、示された様式に準拠して、様式の改正を行うこと。

2

訪問看護計画②

基準

(前略) 看護師等は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

【基準省令解釈通知 第3の三の3(5)⑤】

事例

- ✓ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定訪問看護について、上記の同意を得ていない。

指導・ポイント

- 利用者の同意を得ること。なお、口頭での同意の場合はその旨を記録すること。

介護報酬

1 同一建物減算（H30 改正事項）

基準

指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（「同一敷地内建物」）若しくは指定訪問看護事業所と同一の建物に居住する利用者（指定訪問看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問看護事業所における 1 月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定訪問看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。

【報酬告示 別表 3 イ～ハ注 6】

事例

- ✓ 事業所と同一の建物に居住する利用者について、減算を行っていない。

指導・ポイント

- 従前は、事業所と同一の建物内に居住する利用者にサービスを提供する場合、減算の対象となるのは、養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のみとされていたが、平成 30 年 4 月の報酬改定により、同一の建物であれば全ての建物について減算の対象とされたため、留意すること。

《参考：同一建物減算の適用関係》

		事業所と利用者が居住する住宅の位置関係	
		同一の敷地内（同一の建物内を含む）・隣接する敷地内	それ以外
同一建物に居住する利用者の数	0～19	減算（100分の90）	減算なし
	20～49		減算（100分の90）
	50～	減算（100分の85）	

※いずれも建物の種別（養護老人ホーム、一般的な集合住宅等）を問わず適用される。

2

ターミナルケア加算

基準

- ① ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされている(後略)。
- ⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24 時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。

【報酬告示留意事項通知 第 2 の 4 (18)①及び⑤】

事例

- ✓ 病院に搬送され、3 日後に病院で死亡した者に対しても当該加算を計上している。

指導・ポイント

- 在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対して、当該者の死亡月につき所定単位数に加算できるとされている。24 時間経過後の死亡は算定できないので過誤調整等を行うこと。

3 看護体制強化加算 (H30 改正事項)

基準

- ① 大臣基準告示第九号イ (1) の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出すること。
  - ア 指定訪問看護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数
  - イ 指定訪問看護事業所における実利用者数の総数
- ② 大臣基準告示第九号イ (2) の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出すること。
  - ア 指定訪問看護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数
  - イ 指定訪問看護事業所における実利用者数の総数
- ③ ①及び②に規定する実利用者数は、前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。そのため、①及び②に規定する割合の算出において、利用者には、当該指定訪問看護事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。」

【報酬告示留意事項通知 第2の4 (24) ①~③】

留意事項通知における「前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること」とは、例えば、1~6月にかけて継続して利用している利用者Aは1人、1月に利用が終了した利用者Bも1人と数えるということが良いか。

貴見のとおりである。具体的には下表を参照のこと。  
 例) 特別管理加算を算定した実利用者の割合の算出方法  
 【サービス提供状況】7月に看護体制強化加算を算定

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
利用者A	○	○	○	○	○	○
利用者B	◎ (I)					
利用者C			○	(入院等)	(入院等)	◎ (II)

- 指定訪問看護の提供が1回以上あった月
- ◎特別管理加算を算定した月

【算出方法】

- ① 前6月間の実利用者の総数 = 3
- ② ①のうち特別管理加算 (I) (II) を算定した実利用者数 = 2
- ①に占める②の割合 =  $2/3 \geq 30\%$ ...算定要件を満たす

【平成 30 年度報酬改定 Q&A (vol. 1) 問 10】

事例

- ✓ 前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は2回以上当該加算を算定した者について、1として数えていなかった。

指導・ポイント

- 正しい計算方法により割合を算出すること。